

◎新潟県告示第25号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和元年5月14日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
佐藤 昇	内科	老人保健施設 高田 の郷	上越市新南町28-3	H31. 2. 26
村山 直也	内科	医療法人愛広会 聖 籠クリニック	聖籠町大字蓮潟2251-8	H31. 3. 5
河野 恵美子	内科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	H31. 3. 31
筒井 完明	整形外科	新潟手の外科研究所 病院	聖籠町諏訪山997	H31. 4. 2
山崎 一磨	外科	見附市立病院	見附市学校町2-13-50	H31. 4. 2